田舎暮らし農園施設整備支援事業実施要領

　（趣旨）

第１　田舎に移住・二地域居住し、楽農生活を実践する際に必要となる農園施設の整備を支援する、田舎暮らし農園施設整備支援事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２　本事業における遊休農地等とは、市街化区域内の農地を除く、次の各号のいずれかに該当する農地とする。

(1) 権利取得時点で直近１年間に作付けを行っていない農地

(2) 権利取得時点で農地所有者が離農するなどの事由により、遊休農地になることが懸念される農地

　（補助対象者）

第３　補助対象者は、兵庫県内の遊休農地等を初めて取得し、農園として利用する者で、移住・二地域居住により田舎暮らしを始めた者とする。

２　前項に掲げる遊休農地等は、計画申請日から遡って５年以内に権利取得した農地、又は事業完了までに取得見込の農地とする。

３　第１項で掲げる移住・二地域居住により田舎暮らしを始めた者とは、計画申請日から遡って５年以内に現在の住所地とは異なる市町に居住していた者、又は計画申請時に現在の住所地とは異なる市町にも居住している者とする。

　（補助対象経費）

第４　補助対象経費は、遊休農地等の解消に資する農園・休憩施設等の整備に必要な経費とする。ただし、汎用性の高い備品（パソコン、カメラ等）や消耗品等は、除くものとする。

　（事業の申請）

第５　この要領に基づき補助を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式１号により、当該事業の区域を所管する市町長を経由して、県民局又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）宛て申請するものとする。

２　県民局長等は、前項の申請を受理したときは、速やかに内容を審査の上、計画を承認し、別紙様式２号により申請者へ通知するものとする。

３　前項の承認通知のあった申請者（以下「事業実施主体」という。）は、申請書の内容に基づき事業を実施するものとする。

４　第２項の計画を承認した県民局長等は、当該申請書及び承認書の写しを農林水産部長に提出するものとする。

　（事業の変更）

第６　事業実施主体は、申請書の内容等に、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、速やかに第５の規定に準じて変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

　(1) 事業費の30％を超える増減

　(2) 整備箇所又は設置場所の変更

　（補助金の交付）

第７　知事は、予算の範囲内において本事業の実施に要する経費について、農林水産部補助金交付要綱に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

（報告）

第８　事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後１ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、別紙様式３号により、当該事業の区域を所管する市町長を経由して、県民局長等に報告しなければならない。

２　事業実施主体は、本事業による補助対象期間終了年度の翌年度から３年間、当該年度における利用状況等を、翌年度５月末までに、別紙様式４号により、当該事業の区域を所管する市町長を経由して、県民局長等に報告しなければならない。

３　県民局長等は、事業実施主体から前２項の報告を受けたときは、その写しを農林水産部長に送付するものとする。

　（農業保険等への加入）

第９　本事業の補助対象者は、農業経営に関する様々なリスクへの備えとして農業保険（農業経営収入保険及び農業共済をいう。）等への加入に努めることとする。

　また、本事業の完了前１年以内に、兵庫県農業共済組合から農業保険の加入について個別に説明を受けることとする。ただし、農業経営や保険等の加入の状況、整備する財産の内容等から、加入を促すべき農業保険の保険商品がないと兵庫県農業共済組合が認める場合は、この限りでない。

　本事業により農業共済に加入できる財産を取得し、又はその効用を増加させる場合にあっては、当該財産について、農業共済又は他の損害保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入することとする。また、当該財産の処分制限期間において加入が継続することとする。

　（財産の管理）

第10　事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が有する耐用年数に相当する期間は、財産の適正な管理運営に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情があると県民局長等が認める場合においてはこの限りではない。

なお、継続が困難となった場合においても、農林水産部補助金交付要綱第19条による知事の承認を受けた上で、処分しなければならない。

　（その他）

第11　知事は、農林水産部補助金交付要綱第15条により交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第221条第２項により調査及び報告を徴する場合がある。

２　この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

　　　附　則

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

２　田舎暮らし農園施設整備支援事業実施要領（平成27年３月20日付け総農第1446号農政環境部長通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。

３　この要領の施行前に旧要領に基づき事業を実施した者については、なお従前の例による。

　　　附　則

１　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

（別紙様式１号）

田舎暮らし農園施設整備支援事業　（変更）申請書

番　　　　　号

　　年　　月　　日

　○○県民局長　様

事業実施主体

代表者名

住所

電話番号

E-mailｱﾄﾞﾚｽ

　田舎暮らし農園施設整備支援事業実施要領（令和５年３月28日付け総農第1563号）第５の１（第６）の規定により、申請します。

　〔添付書類〕

　　・添付様式１

（別紙様式２号）

番　　　　　号

　　年　　月　　日

　事業実施主体

代表者名　　　　　　　　　様

○○県民局長

田舎暮らし農園施設整備支援事業の（変更）承認について

　　年　月　日付け　第　　　　号で申請のあった計画については、田舎暮らし農園施設整備支援事業実施要領（令和５年３月28日付け総農第1563号）第５の２（第６）の規定により承認します。

（別紙様式３号）

田舎暮らし農園施設整備支援事業　実績報告書

番　　　　　号

　　年　　月　　日

○○県民局長　様

事業実施主体

代表者名

住所

電話番号

E-mailｱﾄﾞﾚｽ

　田舎暮らし農園施設整備支援事業実施要領（令和５年３月28日付け総農第1563号）第８の１の規定により、報告します。

　〔添付書類〕

　　・添付様式１

（別紙様式４号）

田舎暮らし農園施設整備支援事業　実施状況報告書

番　　　　　号

　　年　　月　　日

○○県民局長　様

事業実施主体

代表者名

住所

電話番号

E-mailｱﾄﾞﾚｽ

　田舎暮らし農園施設整備支援事業実施要領（令和５年３月28日付け総農第1563号）第８の２の規定により、報告します。

　〔添付書類〕

　　・添付様式２

（添付様式１）

田舎暮らし農園施設整備支援事業　計画（変更計画・実績報告）書

１　事業実施主体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | 生年月日 |  |
| 種　別 | タイプ | [ ] 移住　　　[ ] 二地域居住　　　[ ] その他（　　　　　　　　） |
| 経　緯※ |  |

※田舎暮らしを始めるに至った経緯を記載。（田舎暮らし開始年月は必ず記載）

２　利用する遊休農地等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農地所有者 |  | 所有者住所 |  |
| 利用面積 |  | 農地所在地 |  |
| 権利取得時における農地の状態（ア、イいずれかを記入） | ア　直近１年間に作付けを行っていない農地（作付けを行っていない期間※：　　　　）イ　遊休農地になることが懸念される農地（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 農地利用権の取得方法 | ア　農地法　　イ　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律ウ　農業経営基盤強化促進法　　エ　その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 遊休農地等の作付計画等 |  |

　※期間が不明の場合は、「○年以上」、「少なくとも○年」等の記載でも可。

３　事業の内容

|  |
| --- |
| 整備内容 |
| 工種及び事業量 | 農園整備 |  |
| その他施設整備 |  | 左記施設の整備箇所又は設置場所 |  |
|  |  |
|  |  |
| 工期 | 着工(予定) |  | 竣工(予定) |  |
| 事業費(円) |  | うち工事雑費(円) |  |

４　経費の配分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 総事業費 | 補助対象経費 | 負担区分 |
| 補助金額 | 自己負担額 |
| 農園施設整備費 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|  |  |  |  |

５　事業完了（予定）年月日　　　　　年　　月　　日

（添付資料）※計画申請時に添付した書類と同じものは変更申請及び実績報告時には省略可。

　①位置図　　②平面図　　③遊休農地等の利用権設定が確認できる書類（農業委員会の許可等）

　④事業実施主体が団体の場合は組織の規約、構成員名簿

　⑤事業実施主体が法人の場合は登記事項証明書、定款

⑥他地域に居住していたことを証する資料（住民票、ガス・電気等使用料支払証明書等）

⑦見積書（直営施工の場合は算定根拠）　　⑧誓約書

⑨兵庫県農業共済組合が発行する農業保険の加入説明に関する証明書（実績報告時）

⑩本事業により農業共済に加入できる財産を取得し、又はその効用を増加させる場合にあっては、当該財産についての農業共済又は他の損害保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への加入を証する書面又は加入確約書（実績報告時）

（添付様式２）

田舎暮らし農園施設整備支援事業　実施状況報告書（１年目、２年目、３年目）

１　事業実施主体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | 事業実施年度 |  |
| 種　別 | タイプ | [ ] 移住　　　[ ] 二地域居住　　　[ ] その他（　　　　　　　　） |
| 経　緯※ |  |

※田舎暮らしを始めるに至った経緯を記載。（田舎暮らし開始年月は必ず記載）

２　楽農生活に関する状況

|  |
| --- |
| *〈例：トマト 30m2（うち 20m2）、ナス 30m2、ホウレンソウ 10m2〉* |

※１ 整備した農園を含む、事業実施主体の作付状況（品目、面積等）を記載。

※２ 事業で活用した遊休農地等には下線を入れる。

（添付資料）

①遊休農地等の作付状況が分かる写真

②事業で整備した農園・休憩施設等の写真

　　年　　月　　日

誓　約　書

兵庫県知事　様

　田舎暮らし農園施設整備支援事業への申請にあたり、次について誓約いたします。

　１　田舎暮らし農園施設整備支援事業実施要領に合致する事業であること

　２　申請した内容を遵守すること

　３　申請した内容に虚偽がないこと

　４　事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 連絡先(電話番号) |  |
| E-mailｱﾄﾞﾚｽ |  |